

## 介護保険 主治医意見書提出依頼書

新潟市長 中原 八一

次の者について同封の「介護保険主治医意見書」を記入のうえ、 年 月 日 までにご返送ください

被 保 険 者	被保険者番号																			
	フリガナ																			
	氏名													生年月日	明・大・昭					
	住所	〒												性別	男・女					

意見書作成料	種別	1. 在宅 2. 施設	1. 新規 2. 継続
--------	----	-------------	-------------

主治医意見書作成料は、在宅・施設別、新規・継続申請者別に以下の金額（税別）とします。

	在宅	施設
新規申請者	5,000円	4,000円
継続申請者	4,000円	3,000円

- 注1 意見書作成料は、提出された月の末日に請求があったものとみなし、翌月の25日に支払います。  
2 在宅の継続申請者とは、前回申請時と同一の医療機関又は主治医が意見書を記入した申請者をいいます。  
3 施設の継続者とは、前回申請時と同一施設に入所している入所者に対して、医学的管理を行っている医師が意見書を記入した申請者をいいます。  
4 施設とは、介護保険施設だけでなく、入院・入所機能を有する施設をいいます。  
5 施設入所者の意見書を施設とは関係のない医師が記入した場合には、在宅として扱われます。

問い合わせ先

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所 福祉部 介護保険課認定審査係

025-226-1265